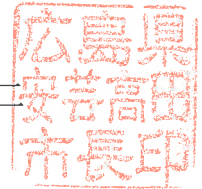


安芸高田市議会議長 大下 正幸 様

安芸高田市長 石丸 伸二



再 議 書

令和 6 年第 1 回安芸高田市議会定例会において、令和 6 年 3 月 21 日に議決された「令和 6 年度安芸高田市一般会計予算」の件については、次の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号（以下「法」という。）第 176 条第 4 項の規定に基づき、再議を求める。

（理由）

議会広報誌「議会だより」において不正確な記述があるため、議会の実態が歪曲されて市民に伝わっていると令和 5 年 1 月、4 月、7 月、10 月と市広報誌で指摘。この間、議会に対して再三改善を申し入れてきたが、改善はなされなかった。

そこで、10 月 30 日に「議会だより」が虚偽を含む不正確な内容であるため、当該費用が新年度予算に計上できないと通告。11 月 13 日には議長、議会広報特別委員会委員長に虚偽記載について説明を要請し、令和 6 年 1 月 11 日に全員協議会での意見聴取の申し入れをするも、何ら対応はなかった。

その後も、「議会だより」の正当性が担保されない限り予算は計上できないと伝え、事実確認と是正措置について引き続き説明を求めてきたが、有効な改善策は示されなかった。

ゆえに、「議会だより」の正当性が担保されていない状態にあるため、予算原案に当該予算を計上できないとの結論に至った。

こうした経緯があるにも関わらず、「議会だより」の予算を計上する増額修正は、法第 97 条第 2 項に規定される長の予算の提出の権限を侵害していると言わざるを得ない。とりわけ、同条が規定する議会が予算を増額して議決する場合に求められる「長と議会との間で調整を行い妥当な結論を見出す努力」を何ら行っていない点は、二元代表制の根幹を揺るがす行為であると評価される。よって、「議会だより」の予算を計上した修正案の議決は法の趣旨に反しており、再議に付す必要があると判断した。

原案			修正議決		
款	項	金額 (千円)	款	項	金額 (千円)
1	議会費	168,111	1	議会費	170,105
13	予備費	30,000	13	予備費	28,006
歳出合計		19,314,000	歳出合計		19,314,000